

2010年度事業計画

はじめに

不安定な経済状況が長引く中、失業問題や貧困問題、3万人に及ぶ自殺者の問題。また児童虐待やDV等、さらには、インターネットや携帯電話を利用した差別書込や情報の流布、いじめ事件等、今日的な人権課題とも言える事象が続発する等、国内では様々な人権侵害・課題が社会問題化しています。

一方、八尾市でも同和地区住民、韓国・朝鮮人、障害者等に対する差別落書きや差別事象が、毎年発覚し後を絶ちません。

このような状況に対して、誰もが安心して暮らしていくためには、人権が尊重され、差別のない社会の実現が欠かせません。その社会を実現していくために、八尾市人権協会は、2010年度も様々な事業に取り組みたいと思います。

以下、2010年度の具体的事業を提案します。

1. 人権教育・啓発の取り組み

(1) じんけん楽習塾の開催

今年度も全6回で開催します。内容は以下の通りです。

開催日時	内 容	講 師
第1回 5月26日	「歓迎と紹介」	森 実さん 大阪教育大学・じんけん楽習塾
第2回 6月16日	「精神障がい者とのかかわりの中で」	弘瑛美子さん NPO法人みのりコミュニオン ブルームーン
第3回 6月23日	「子ども・若者と貧困」	内田龍史さん (社)部落解放・人権研究所/大阪市立大学
第4回 6月30日	「不登校と発達障がい」	伊丹昌一さん 大阪府教育センター
第5回 7月7日	「不安が排除に変わるとき」	宮前綾子さん (財)大阪府人権協会
第6回 7月14日	「ティーンズ向けワークショップ(仮)」	NPO法人KARALIN

(2) 差別落書き、差別事象を許さない取り組み

八尾市内では、毎年悪質な差別落書きや差別問い合わせ等が発生しています。当会は八尾市から「八尾市差別事象連絡・啓発検討会議」の運営を委託されていますが、その運営を通じて差別事象の分析、また差別性を共有し、関係機関とともに啓発事業に取り組めます。

また、差別事象内容によっては、その事象の対象となった当事者及び当事者を支援する団体等と連携し、事象に対する事実究明の取り組みを行い、二度と起こらないために、関係機関への働きかけや研修、啓発の取り組みを進めます。

(3) 人権協会ブックレットの発行

八尾市におけるあらゆる人権について、ひとつのテーマでその現状と課題をまとめ、人権協会ブックレットとして発行します。

(4) 人権研修への講師派遣

各種機関で行われる人権研修の相談及び、講師の派遣を行います。

今年度も、八尾市人権啓発推進協議会の地区研修ならびに養成研修のコーディネート事業を推進します。

2. 外国人市民への情報提供と自立支援の取り組み

八尾市で生活する外国人市民は、言葉の壁によって、必要な情報を得ることが難しく、情報格差が生じる場合があります。また、日本語の壁が、非就労者が就労活動を行う時の困難要因になることも多く、これらの支援に取り組めます。

(1) 外国人市民情報誌の発行

昨年度から実施している外国人市民情報提供事業として情報誌（中国語、ベトナム語、英語）を発行します。（年6回）（八尾市委託事業）

(2) 日本語支援の取り組み

当会は、昨年、生活保護受給者や離職中という最も厳しい状況にある外国人市民に焦点を当て、これら外国人市民の就労支援の一環として「外国人市民自立支援サポート日本語習得事業推進にあたっての提案」（2009年10月13日）を行っています。

その提案を実現していくために、今年度NPO法人トッカビと共催して、「日本語指導者養成講座」（9月～全40時間）と「日本語養成講座」（11月～全60時間）を実施します。

3. 人権政策の調査・研究の取り組みを行います

八尾市における人権課題の調査・研究を行い、そこで把握された実態や課題をふまえて、八尾市における人権行政推進を進めるために、政策提案および協議を行います。

(1) 市民人権意識調査を活かした研究の取り組み

昨年度八尾市では、「人権についての市民意識調査」を実施しました。この調査結果を受け、その内容から明らかになった被差別マイノリティの実態をふまえて、行政課題や当会としての活動課題を明らかにし、必要な取り組みにつなげていきます。

(2) 差別禁止法制度に関わる研究の取り組み

障害者も参加する政府の「障がい者制度改革推進会議」は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（本年6月7日）の中で、障害を理由とする差別の禁止法（仮称）の制定にむけ、2014年の通常国会をめぐり法案提出をめざすことが明記されています。

障害者の人権に関わってのことですが、このように差別を禁止する法整備について触れたことは画期的なことであり、当会としても学習機会を設けたり、情報を収集するなどしながら、あらゆる人権課題にかかわる差別禁止法の研究に取り組みます。

4. 相談事業

(1) 就労・生活相談事業

今年度も「どんなことでも安心して相談できる」相談活動をめざして事業に取り組みます。

事業の充実をはかるために、月1回相談員連絡会議を開催し、ケース事例に基づく対応の共有や研修を行い、相談スキルを高めていきます。

(2) 地域就労支援事業

「働く」という課題は、生活基盤の確立や社会とのつながりづくりの基礎をなすとても大切な人権課題です。この認識に基づき、今年度も地域就労支援事業に取り組みます。

(3) 住宅手当緊急特別措置事業

経済の低迷によって、失業した人の住まいを確保し、安心して就職活動を行うための事業として、今年度も取り組みます。

5．社会的企業という手法を通じた人権のまちづくりを追求します

昨年マイノリティ市民団体と連携し、社会的企業として「おしごと興業合同会社」を設立し、大阪府が公募する府営久宝寺緑地公園の運営指定管理に4者共同体で応募し、受託されることになりました。今年の4月より運営が始まっており、府営公園を舞台とした新しい就労のあり方やまちづくりの事業の展開を追求していきます。

6．地域活動支援事業

地域における自立支援事業、交流・研修事業等の支援として地域活動支援事業を引き続き行います。

7．組織運営

(1) 理事・評議員会

(2) 専門部会の設置

様々な人権課題について、現状を把握し、それに即した事業を推進するために、課題別に当事者参加の専門部会を設置します。

(3) アドバイザー委嘱

協会の専門部会や研究活動に対して、専門的な見地や活動経験から、その運営に意見ならびに参画してもらい、アドバイスを受けていく人材を、アドバイザーとして委嘱します。

(4) 情報発信

人権協会NEWS（年2回）とホームページで情報を発信します。

(5) 各種審議会・委員会への参画

今年度も、各審議会、委員会等へ代表委員を派遣し、運営に参画していきます。

8 . その他関連事業

(1) 世界人権宣言八尾市実行委員会 (世人やお) の運営

世界人権宣言の精神を八尾市に広げていくために、世人やおの事務局運営を行います。

(2) その他人権の取り組みへの参加、支援を行います

「八尾市人権教育・啓発プラン」の具体化をはかるためのWaiWai市民フォーラム等、人権の裾野を広げる活動への参加や、取り組みに協議の上、支援していきます。